

難病対策のさらなる充実に関する意見書

平成26年5月、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が成立、来年1月1日より施行される。法施行後は、医療費助成の対象が56疾患から110疾患になり、さらには来年夏ごろをめどに約300疾患に広がる見込みである。

小児慢性特定疾患に関しても、改正児童福祉法により来年1月1日から医療費助成対象が514疾患から598疾患に再編され、さらに107疾患が追加となり、705疾患になる。

難病対策が要綱実施から42年の時を経て法制化された意義は大きいと考える。定義に合致するすべての疾患を公平、公正に対象とすることで対象疾患を大幅にふやしたこと、また、これまで研究事業の謝金としての性格であった医療費助成を、小児慢性特定疾患医療費助成を含めて社会保障としての義務的な給付と位置づけて制度の安定を図ったこと、基本理念により難病患者への社会的支援の必要性が定められたことなど、難病対策に向けての新たな一步を踏み出したことは評価するものである。

しかし、残された課題もある。法成立に当たっては、衆議院では7項目、参議院では難病法10項目、改正児童福祉法8項目の附帯決議が採択されており、今後の指定難病の見直しや、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童が成人しても切れ目のない医療が受けられるよう取り組むことなど、広く国民の理解を得ながら、より公平で安定的な医療費助成の仕組みを構築する必要がある。さらには、法の基本理念にあるように社会福祉その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的な対策に向け、引き続き検討することを望むものである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

1. 都道府県による難病対策地域協議会の設置を進め、速やかな情報提供と意見交換の機会を確保するとともに、当事者の実態を踏まえた施策展開を行うこと。
2. 法的支援の対象でない難治性疾患患者への対策や、小児がんや先天性心疾患など指定難病に含まれていない小児慢性特定疾患患者の成人後の支援策について、引き続き検討すること。
3. 医療現場に対し、目に見えない障害、痛みについての周知、教育を徹底すること。
4. 難病患者への就労支援の充実、強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月17日

大 阪 府 茨 木 市 議 会